

# 政経研究時報

No. 16-2 (2012. 10)

公益財団法人 政治経済研究所

〒136-0073 東京都江東区北砂1丁目5-4

Tel.03-5683-3325 Fax.03-5683-3326

<http://www.seikeiken.or.jp/>

E-mail:office@seikeiken.or.jp

## 【目次】

民間非営利組織の経営分析 ……………	山口不二夫 (明治大学・政治経済研究所) ……	1
財務的改正からみた公益法人改革の問題点 ……………	松田真由美 (政治経済研究所) ……	10
政治経済研究所特別展示記念講演会 「私と政経研、そして学問」を聴いて……………	鷗田修 (早稲田大学大学院) ……	15
研究所の動向 (7～9月)・2012年度研究費配賦 ……………		17

## 民間非営利組織の経営分析

山口 不二夫

(やまぐち・ふじお 明治大学大学院 教授・政治経済研究所 評議員)

### はじめに

国家の債務危機と企業の担税実績低下の一方で、高齢化・失業者の増加にともなう公共サービスへの要求が高度化し、「新しい公共」の必要性が高まっている。小泉政権の「官から民へ」、民主党政権の「新しい公共」という標語に象徴される状況はわが国のみの現象ではなく、英国でも観察されている。詳しくは、2012年7月発行の『政経研究時報』の鶴田満彦論文「民から公へ」、岩見良太郎論文「構造改革を補完する『新しい公』」を参照されたい。本稿では、「新しい公共」を担う組織である民間非営利組織のサステナビリティを担保する方法を考えたい。

民間非営利組織の経営分析は、学問的にあまり議論されてこなかった。その最大の理由は多くの大規模な株式会社の株式は市場で自

由に取引され、そのさいの価格(株価)判定のために分析が必要であったのに対して、非営利組織では支配権や営業権が取引されないからである。もう一つの理由は、ほとんどの民間非営利組織の財務データが公開されてこなかったことによる。経営分析では実際の財務データが公開されていなくては、議論は説得力がなく、あるいは空論に落ちこむ可能性が高い。そのようななかで大学法人は財務情報がホームページに公開されていることが多い。また、裁判の過程などで、断片的に情報が得られる民間非営利組織もある。ここでは、そのような組織から、筆者が最近分析する機会を得た民間非営利組織の分析を紹介し、その分析のさいの重要点と考えられている点を指摘したい。取り上げる組織は、学校法人、交響楽団、保育園、老人介護施設である。

## 民間非営利組織と営利企業の 経営分析方法の差違

非営利組織が営利企業と異なる最大の点は、営利企業が利益の獲得を目的にしているのに対して、非営利組織はそれぞれのミッションを果たすための組織であるという点である。しかし、いくら非営利組織が各自のミッションを果たしても、財政状況が逼迫して破綻しては、元も子もなくなるし、財政状況の悪化は、ミッション遂行のためのサービスの低下につながることもありえる。非営利組織でも、組織としての健全な財政規律が必要である。その意味では、営利企業の経営分析方法を非営利組織に適応することは可能であるはずである。しかし、学界では非営利組織の分析に営利企業の方法を導入することは、躊躇されてきた。それは非営利組織には「利益」はないと学界ではみなされてきたからである。本稿では非営利組織に営利企業の経営分析を適応することが重要と考える。そのうえで営利企業と非営利組織の違いを認識し、その分析指標の妥当性を考察するべきであると考え。

ところで非営利組織と営利企業との経営分析上の相違点はなんだろうか。①減価償却費の考え方、②減損会計は必要ではない、③儲かっている組織が良い組織であるのか。大きく分けると以上の3点において非営利組織と営利組織の相違点といえる。営利組織の経営分析を適応するときには、以上の相違点に注意して適応する必要がある。

減価償却とは設備資産を購入した場合、その支出額を設備資産の耐用期間に減価償却費として分割しようという考え方である。営利組織では、設備投資は費用として回収する必要がある。一方、非営利組織ではその「立場」あるいはミッションにより、回収が必要とされない場合がある。民間非営利組織でも個人病院のような場合、設備投資は回収の必要があるであろう。しかし、設備投資が寄付や補助でまかなわれた場合、減価償却は必ず

しも必要ではない。設備が老朽化しても再度寄付や補助を募ればよいからである。ただし、再度寄付や補助を募ることができるのは、そのミッションを十分に果たしている場合であることも銘記しておく必要がある。

減損会計とは、土地を含む固定資産の時価が著しく低下したとき、その帳簿価格を時価に下げる処理である。この処理により損失が発生する。営利組織では投資の回収という観点、あるいは帳簿価格を売買価格に近づける点から、投資資産の売買のためには必要な会計処理であるが、非営利組織では投資の回収、あるいは売買という観点はないので、この減損会計という会計処理は必要でない。

③の利益に相当する収益と費用の差額（本稿ではわかりやすく非営利組織でも利益と呼びせていただく）がプラスの組織が良い組織なのか、という点である。営利企業と違い非営利組織では、ミッションを果たしているかが最も重要である。利益が発生している非営利組織は、場合によっては、料率（料金）が高すぎると非難されるものであるかもしれない。営利企業の利益の最大化に対して、非営利組織では収支均衡が原則なのである。

経営分析の技術上、営利企業と非営利組織で明らかに異なる点がもう一つある。それは分析期間である。分析期間をどのくらいにするかは、実際の分析においては重要な問題である。分析では資料収集の手間とその表などへの入力の手間がかかるからである。営利企業の分析では6年分を一つの目処としている。この理由は、長期の方が詳細で興味深い分析はできるが、企業は変化が激しいので、それほど長期間の分析は必要でない。ただ、通常の景気変動の1サイクルは分析した方がよい。非営利組織の場合、営利企業より長期間の方が好ましい。その理由は非営利組織はミッションが重要であり、そのミッションは、企業における商品・サービスのように急速には転換できない。そのため経営方針（ミッション）の実現にはある程度の時間がかかるのである。そのことは大学の場合、定員増をして

もその実現には4年間かかるという例からもわかるであろう。

経営分析は次の3つの分析から構成される。①業界分析、②定性分析、③定量分析。業界分析とはその業界の経済規模、政府の規制の状況、業界の成長性、支配的なビジネスモデルと参加企業、海外への展開の可能性などである。定性分析は定性的情報に関する分析である。定性的情報とは、企業の場合、ブランド力、技術力、販売力、経営者の資質や人的資産、経営方針・戦略、海外展開力、大株主、属する企業グループなどである。この定性分析に関しても多くのページは割かない。本稿では主に定量分析、すなわち財務データの分析について論じたい。

## 学校法人

私立学校の財務諸表は、通常、学校法人会計基準（1971年4月1日文部省令第18号、最新改訂2007年40号）にしたがって作成される。同基準では資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表とこれらの付属明細表が公開される。このなかで資金収支計算書はこのままでは、利用価値はほとんどない。企業で作成されるキャッシュフロー計算書に類似したものへの組み換えが、現在議論されているので、ここでは論じない。

次に消費収支計算書であるが、これは企業会計の損益計算書にあたる。消費収支計算書の分析にとって重要なことは、第一にその計算構造の確認である。消費収支計算書の消費収入の部では、学納金、資金運用収入などをまとめて帰属収入とし、これから基本金組入額を差し引いて消費収入の合計となっている。このやり方は企業会計と大きく異なっている。基本金とは企業会計の資本金（純資産の部）にあたり、つまり収益から直接、資本への組み入れ（資本取引であり資本蓄積もある）を行っている。このため、消費収支はなかなか黒字にならないだけではなく、意図的に赤字にされることがある。これは会計学上も大き

な問題がある。それは会計上の最大のルールの一つである「資本取引と損益取引の分離」に反するからである。損益取引を示す計算書のなかで資本取引を混在させている。

企業会計では、収益から費用を差し引いて利益を算出する。その後過去の利益と統合し、利益処分をなかで資本への組み入れを行う。先に、資本への組み入れを行うことは考えられない。帰属収入から基本金組入額を差し引き、さらに帰属支出を差し引いた消費収支差額を算出するのが、消費収支計算書の構造である。この消費収支差額は企業会計で言うと当期利益から投資額を差し引いたものであるから赤字となるのが普通である。これでは企業や学校の業績判断をすることはできない。そこで、現在では、帰属収入－消費支出を帰属収支差額（企業の当期純利益に相当する）と呼び、これで、大学の経営状況を判断するのが一般的になっている。例をしめすとD学園は2011年度の学生生徒等納付金他の帰属収入は168億円、消費支出が163億円であるが、基本金組入れとして36.2億円計上しているために、消費収支が31.1億円の赤字（支出超過）となっているが、帰属収支差額（帰属収入－消費支出：当期純利益に相当）は5億円あまりの黒字（収益超過）である。

筆者は、学校法人の解雇事件や労働条件の改悪に関する裁判の鑑定意見書を書くことが数多くある。解雇や労働条件悪化の根拠として必ず挙げられるのは、学校法人の収益性の悪化である。その根拠として学校側は、消費収支差額の赤字を挙げることがほとんどである。そこで鑑定書では学校法人の業績は消費収支差額でなく、帰属収支差額で見なくてはいけないことから説かなければならない。現行の学校法人会計基準の最大の問題点は、この帰属収入から基本金組入額を差し引いて消費収入とするという計算構造にある。

- (1) 償却前帰属収支差額：帰属収支差額が赤字の学校はダメなのか  
消費収支差額が赤字でも、帰属収支差額が

黒字すなわち当期純利益が黒字ならば、その組織は経営上まったく問題はない。ところが学校法人を観察していると、帰属収支差額が赤字でも、金融資産が前年より増加している学校がしばしば見受けられる。その理由は消費支出の中には減価償却費が含まれているからである。減価償却費とは設備資産の取得価額をあるルール（定率法とか定額法とかいうルール）で耐用年数に配分したものである。

減価償却費とは費用の中でも実際の支出がない費用である。直感的にいうならば、新規投資をしないならば償却前帰属収支差額（帰属収支差額+減価償却費）の分だけ、金融資産の蓄積ができる。すなわち減価償却前の帰属収支差額がプラスであれば、キャッシュの所有を増加させることができるのである。これは企業会計では償却前の利益に当たり、キャッシュフロー計算書が公表されていない場合に、キャッシュフローの代替として用いられる概念である。この償却前の利益が重視されるというのは、非営利組織一般に言えることである。

## (2) 資産処分前・償却前帰属収支差額：多額の資産処分を行っている場合の分析方法

消費収支計算書は消費収入から消費支出を差し引いて消費支出差額を算出するという計算構造をとっている。消費収入・支出には資産処分差額が含まれている。これは固定資産の処分による臨時異常な損益であり、そのほとんどは有給土地の処分で生じた損益である。この損益が消費収支計算書に参入されるため、帰属収支差額が学校法人の経常的な業績を表さないときがあるというおそれがある。そのため分析にあたって、資産処分差額が大きい学校法人の分析に際しては資産処分前帰属収支差額や資産処分前償却前資産処分差額を用いる必要がある。

あるいは帰属収入と消費支出から教育研究に関する勘定科目とそれ以外の勘定科目を峻別して、教育研究収支差額を算出してもよい（注 野中（2001）では、9章「私立大学経営を

会社と比べてみる」で試みられている）。

## (3) 貸借対照表：資産の部

貸借対照表は、名称は企業会計と同じであるが、企業会計が流動資産・負債が固定資産・負債より上部に表示される流動性配列であるのに対して、学校法人会計では固定性配列で、固定資産・固定負債の後に流動資産・流動負債が配列されることが企業会計と違っている。

資産の部で注すべき点は、金融資産額がどのくらいあるかということと、有形固定資産が過大・高額ではないかという点である。それでは金融資産が資産のどこにあるか、金額的には流動資産のほとんどが金融資産である。またその他の資産のほとんどの部分が金融資産なのである。

## (4) 貸借対照表：基本金・消費収支差額

また、企業会計の資本に相当する部分は純資産の部と表現されるのに対して、学校法人会計は基本金の部と消費収支差額の部となっている。基本金の部の内容は1号から4号までの基本金である。1号基本金は過去の施設投資額の総計で一般に取り崩すことはない。2号基本金は、先行組入れと呼ばれ問題の多い基本金である。将来の（固定資産）投資に対する積立額で、計画だけで計上が可能である。3号基本金は奨学金基金や研究基金である。4号基本金は必要運転資金額で期末の消費支出合計の12分の1の金額を当てる。また、「その他の固定資産」のほとんどは、有価証券等の金融資産である。

D大の金融資産は600億、比較対象として、ここでは、2008年度のK大学を取りあげる。K大は社会科学系大学でD大とよく似ている。学納金収入も169億円でD大学の学納金収入（136億円）を少し上回るが、比較対象として適当である。K大学の貸借対照表中の固定資産内の現金預金や書積立金など金融資産の合計は、約260億円であるのに対して、D大は600億円を超えている。このうち減価

償却引当特定資産は、直近で186億円と多額であるが、同勘定の積み立ては任意であり、義務付けられているわけではない。K 大学ではこれに対応する勘定として、減価償却引当特定資産、建設準備引当特定資産および将来計画引当特定資産が計上されているが、この合計額は77億円で D 大に比べて少額である。

### (5) デリバティブの失敗の影響

負債の部の借入金総額（長期借入金と短期借入金の合計額）は K 大学が198億円であるのに対して、D 大はわずか7.3億円に過ぎない。このように財務面では D 大は K 大学より多くの金融資産を持ち、借金も少ないことから優位にある。K 大学が多額の借金を計上しているのは、数年前、リーマンショックの影響でデリバティブ取引で多額の損失を出したからである。そのため、この年の消費収支計算書ではデリバティブ運用損として、155億円を計上している。また有価証券評価損失として30億円以上計上している。

### (6) 比率分析

学校法人の財務諸表の比率分析については私学共済事業団がいくつかの比率の作成と解説を行っている（日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」各年）。これらの比率を企業会計の比率と比較するとき、3種類の比率の算出が行われていないことがわかる。それは利益に関する比率と回転率、生産性の比率である。野中（2001）で筆者は、企業会計に準じてこの3種類の比率の算出を行っている。本稿では、学校法人についての記述に多くの紙幅を割きすぎた。これらの比率の有効性については、別稿で論じたい。

## オーケストラ

わが国には約30団体ほど、常軌的に活動している商業オーケストラが存在する。社団法人日本オーケストラ連盟に会員・準会員として

所属している団体は2011年8月現在31団体ある。そのホームページにはオーケストラ実績として、会員準会員団体の講演回数、従業員数、収支のデータがまとめられている。筆者の分析ではこのデータは用いていない。その理由は、オーケストラの分析には人件費データが不可欠であるからである。2012年まで、人件費データがこの表には含まれていない。そこで日本音楽家ユニオンの作成した資料を用いた。

わが国のオーケストラの経営を観察すると、重要な要素がいくつかある。一つは経費に占める人件費の比率が高いということである。もう一つは収入に占める助成金・交付金の比率の高さである。そのために助成率（助成金／総経費）人件費比率（人件費／総経費）が重要である。通常の営利企業ならば利益率が最も重要な指標である。補助金受領後の総利益率（総利益／年間収入）も算出してあるが、多くの団でマイナス：赤字である。ましてや補助金交付前に黒字になる団は一つもない。補助金は政府や自治体からの助成、民間法人からの助成・寄付、個人からの寄付などがある。

人件費データの確認できる16団体（1997年と1998年は15団体）の1991年度（1992年3月期決算データ）と1996年から2002年までのデータを集計し、1団体あたりのデータに換算した。ちなみに1996年の場合、年間演奏会数の一番多い団体で196回、一番少ない団体で100回である。

分析対象団体の年間平均収入は1991年は8億5,000万円台で、そのうち助成金は4億円であった。総収入に占める助成金の比率は47.24%であった。1996年以降は総収入は9億円以上を確保する。総収入占める人件費の比率は1996年46.62%、2002年には44.2%である。総収入に占める人件費の比率は、1991年47.61%、1996年51.52%、2002年には49.16%である。費用に占める人件費の比率は1991年45.3%、1996年48.39%、2002年には45.79%である。費用のほぼ半分弱が人件

費と考えてよいのである。演奏会の平均開催回数は1991年で148回、1996年には124回に減少している。年間労働日数は1991年で257日、1996年で232日である。経費に占める人件費の比率が高いということと、収入に占める助成金・交付金の比率の高さが特徴であることがわかった。そのために分析や特徴の把握には助成率（助成金／総経費）人件費比率（人件費／総経費）が重要である。助成金受領後の総利益率（総利益／年間収入）も算出したが、多くの団でマイナス：赤字である。ましてや助成金交付前に黒字になる団は一つもない。

一回の演奏会収入は、1996年で事業収入407万円、助成金が355万円である。1回あたりの総経費は806万円のうち人件費は366万円必要とされる。2002年では、演奏会1回あたりの事業収入は470万円、助成金は360万円、総経費は874万円必要とされる。そのうち人件費は400万円である。1回の演奏の赤字幅は1996年には44万円であったが、2002年においても44万円と同水準の損失が発生している。これらの数値のうち、演奏会1回あたりの収入がある意味で、オーケストラの価値の基準となるのではないかと推定される。

1回の演奏会に聴衆がどれだけお金を払ったかを示しているからである。

収入に占める利益の比率は、年々悪化傾向にある。1991年には－5%ほどであったが、1996年には－6%、2002年には－10%にまで悪化している。利益率低下の原因は、収入の減少に比べて人件費以外の経費の削減が図れなかったと見ることもできるが、一番の原因は収入の減少である。現状では座席の占有率は6割程度と推定されるので、その座席の占有率を上げるか、チケットの単価を上げることが収入増加の方策であることがわかる。

また上記の演奏会1回あたりの金額から、実際の現場においてはどれだけチケットの単価や販売数を増やせば赤字にならないかは推定することが可能なのである。

また、平均データを利用して個別の楽団の分析を行うことも容易となる。さらに個別の

楽団の分析では、時系列の変化をたどる趨勢分析が有効である。

オーケストラの最大の費用は人件費である。平均データを観察すると人件費より助成金のほうが若干少ない。オーケストラはどこも赤字であるが、その赤字分は助成金の人件費をまかなうことができなかつた分に近い。チケット販売などの事業収入はほぼその他の経費（広告宣伝費、賃料などの運営費等）に当てられていると考えてよい。

2002年では

$$\begin{aligned} \text{収入 (100\%)} &= \text{助成金 (43\%)} \\ &+ \text{事業収入 (57\%)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{総費用 (109\%)} &= \text{人件費 (50\%)} \\ &+ \text{その他費用 (59\%)} \end{aligned}$$

オーケストラの人件費は助成金額にリンクし、その他の経費は楽団の運営費にほぼ等しいのではないかと推定される。これは多くのオーケストラを観察してもほぼ当てはまる。すなわち現在の日本のオーケストラは、事業収入で広告宣伝費などの経費等をまかなうことはできても、人件費は助成金に頼らざるを得ないということである。すなわち意外にも、人件費はその他の経費に比べて弾力性に富む。その他の経費の節減は難しくとも、人件費は給与の削減、正規の楽団員の削減により達成することができる。その結果、人件費の多寡すなわち正規の楽団員の人員数は、その楽団の受けた補助金の多寡で決定されることになったのではないかと推定される。

このことは固定費・変動費という見方を加味すると次のように見ることも可能となる。楽団の最大の固定費は人件費である。その固定費をまかなうのが助成金であり、変動費すなわち演奏会の経費は事業収入でまかなっている。おそらくオーケストラの運営者は個々の演奏会の変動費を演奏会収入で確保することが、眼下の目的としているはずであり、人件費が助成金でまかなわれている現在の状況では、合理的な基準ともいえる。すなわち優秀な団員を集めてオーケストラを運営するには高額な人件費が必要であり、それは助成金

でまかなう必要がある。少ない助成金で高額の人件費を維持できる楽団は、日本には存在しないのである。すなわちよい楽団を作るには、スポンサーの存在・助成金が不可欠なのである。

プロ・オーケストラの価値創造プロセスとは、助成金の確保→楽員と人件費の確保→質の高い演奏→事業収入の確保、というものである。これ以外の価値創造プロセスは考えにくい。考えられるとすれば、祭典楽団 (festival orchestra) である。

祭典で優秀な演奏家が集まる→質の高い演奏→事業収入の確保→スポンサーの発見→常軌楽団化

このようにプロ・オーケストラが設立されることは考えられるが、その際も、助成をしてくれるスポンサーが必要となる。すでに見たように、助成金のなしに採算を取ることは不可能だからである。わが国のオーケストラの事業収入は人件費以外の運営費を賄うに過ぎず、人件費はほぼスポンサーからの助成金で賄われている。スポンサーとは国・自治体、公益法人・株式会社である。

## 保育園と老人施設

筆者は2つの機会民間保育園と老人施設のコストの分析を行う機会があった。一つは練馬区の区立保育園の民間委託に関する裁判の鑑定書の執筆と川崎市議会の保育園老人施設不足の解消のための経済分析についての委託研究である。保育園の民間委託の財政効果を計測したが、財政効果はほとんどないことを証明した。詳しくは山口不二夫「保育園と老人施設の必要性と建設・運営の経済効果について」(2011年3月、川崎市議会議員団)を参照されたい。本節はこの報告書の経営分析部分の要約である。

### (1) 施設の建設コスト

保育園も特別養護老人ホームも基本的には、120人定員を想定している。老人ホームはそ

の他にショートステイ用のベッドが20床を考えている。土地代を除いた建設費は保育園が約2.6億円(市負担1.9億円で、その内訳は一般財源が0.35億円、市債0.92億円)、特別養護老人ホームは直近で約17.8億円(市負担11.2億円で、その内訳は一般財源が1.8億円、市債が9.2億円(川崎市資料 宮内2丁目地内保育所、特別養護老人ホームみんなと暮らす町を参考))。保育園に比べて老人ホームの建設費が6倍以上なのは、老人ホームはホテルと同じであるからである。保育園には宿泊施設は要らないので土地さえ手当てできれば建設コストは比較的安価である。

### (2) 保育所の維持運営コストと親の負担額

保育所の運営費は川崎市の資料である「平成22年度保育所運営費概算」による。この資料によると児童1人当たりの平均運営費は月額12万6,034円(国基準では7万3,722円)である。運営費のうち国の負担は7.2%で、保育料は30.6%、保育料のうち軽減分が10.3%で実際の保護者負担額は20.3%である。

川崎市の資料による120人定員の保育所の1年間の運営費は1億8,144万円となる。このうち人件費は約8割弱と推定される(練馬区の実績による)。民間委託された保育園の費用は、人件費と運営費、法人管理費に分けられる。それらの割合は、人件費78%、運営費11%、法人管理費9%、その他の経費2%。運営費のうち約半分が賄い費である。法人管理費は法人の利益に相当する(練馬区運営業務委託園の経費による、2007年に民営化された4園の平均)。園児1人当たりの年間人件費は146万円である。保育園の原価構成では、人件費が圧倒的に大きい。近年、保育園の民間委託が進行しているが、民間委託によりコストが節減できるとは、低賃金労働の創出以外の何物でもないのである。保育士の人件費の節約すなわち労働条件の悪化は保育士の悪い意味での流動化を促進してしまう。保育士は保育園児にとって親同様であり、その交代は頻繁にあってはならない。保育士の交代は

園児の成長の証である、年度におけるクラス替えに限るべきである。そのため安易な民間委託、保育士の低賃金化は保育園の質を下げてしまうことがある。あるいはその質の低下を補うために余分の保育士を雇いコストの削減にならないときがあるのである。保育とは手をかけることであり、最も本源的な人と人とのかかわりであり、イノベーションの余地はないのである。

### (3) 特別養護老人ホーム運営コスト

入手した資料によると1人当たりの1日のコストは、北海道置戸町の場合はショートステイと長期特養部門は、それぞれ8,330円と9,042円、北海道の平均は9,381円と8,971円である（「置戸町特別養護老人ホームの経営分析」北海道本部／置戸町職員組合・自治研部：第32回北海道自治研修会資料）。

もう一つの資料、社団法人日本医療福祉建築協会2009年3月31日「建物整備と法人経営」では、入所者1人1日当たり事業活動収入は12,292円である。この資料は福祉医療機構の福祉貸付資金を利用した得悦用語老人ホームの事業報告書から423施設を分析したものである。川崎の場合北海道より物価水準が高いことが予想されるので、後者の資料のデータを用いた。120人定員の施設は20人のショートステイを併設していると考ええる。すなわち140人定員の老人介護施設の1年間の運営費は123百円×140×365日で6億2,853万円となる。このうち人件費は約55.6%と算出されている。老人施設にはさまざまな付加的サービスがつく。そのサービスのコストが加わって「高級感」が生じる。その「高級感」によって収入がことなってくるのである。ただし、1人1日1万2,000円というコストがベースであり、そのうえに各老人施設はコストをかければ、付加サービスとなり、付加的収入を得ることが出来ることを記憶しておくことは有用である。

## むすびにかえて： 非営利組織の類型と経営分析の重要点

本稿では民間非営利組織の経営分析の方法を考えるに当たり、筆者がこれまで分析した民間非営利組織のうちの典型例の要旨を紹介した。最初に取り上げた学校法人については情報が豊富であることもあり、多くのページを割き考察を披露した。そのほかにオーケストラ、保育園・老人施設の分析を紹介した。それらの組織の分析の個々の注目点については、ここで再度述べることはしない。ここでは、分析という観点からこれらの非営利組織を2つの類型に分けて考えたい。

非営利組織には2つの類型がある。一つは財産を持ちその財産の運用が重要な組織：ここでは扱う余裕がなくなってしまったが一部の公益財団法人、博物館や資料館、学校法人などである。それにたいして人的サービスがそのミッションである組織：本稿で扱った保育園・老人施設、オーケストラなどである。

人的サービスがミッションの組織は、基本的には貸借対照表は重要でない。人的サービスの提供と金銭の獲得、すなわちこれらの交換が適切に行われればよい。物的財産がサービスを生むための資本ではないからである。その典型がオーケストラである。もちろん赤字が生じてくれば、累積損失や借り入れが増加することがありえる。そのような場合は財政状況も重要であるが、そうでない限りは、損益計算に相当する収入と支出を把握していればよいのである。保育園もそのような組織である。老人施設の投資額は大きい、基本的には収入と支出の管理が重要である。ただ施設の豪華さで他の老人施設と差別化し、多くの収入を得ようとする場合は、次のような資産が資本である組織に近い側面を持つてくる。

他方、設備資産が提供サービス・収入獲得の源泉である組織、資産の運用でサービスの対価を自分で生みださねばならない非営利組



織（資産運用で研究所や学校の給与経費を捻出している組織）は、貸借対照表の状況が重要である。学校法人や博物館・美術館がこれにあたる。とくに金融資産の保持額、その推移、金融資産の管理状況が重要である。金融資産の管理状況とはリスクがどのような金融資産に投資しているかということである。本稿で見たように、資産の中の各種積立金とか引当資産という名称で貸借対照表に計上されているために、わかりにくい場合がある。また、金融危機や投資の失敗で金融資産が毀損する場合がある。同時にマイナスの金融資産である負債の中の有利子負債に注目する必要がある。金融資産から有利子負債を差し引いた「純金融資産」の推移が重要となる。

資産がサービス提供の資本である組織の場合、さらに設備資産の減価をどう考えるかという問題がある。金融資産に変化がなくとも、設備資産に減価が生じている場合があるからである。設備資産にさしたる減価がない場合は、金融資産の変化でその組織の業績あるいはサステナビリティを測ってよい。しかし設備資産に減価が生じている場合は、企業ならばその減価分を業績から差し引いて考えなければならない。減価償却費とか減損損失と呼ばれているものである。しかし、非営利組織の場合、減価償却とか減損を考えなくてもよいのではないと思われるケースもある。それは資産が寄付によって調達されている場合である。寄付による資産が減価し使い切ってしまった場合、再度寄付に求めればよいからである。これは個々のケースで異なる。

それでは研究所はどちらの類型にあたるのであろうか。有力なスポンサーを持つ研究所は、収支が重要な類型である。

しかし、自分で収益部門や資産を持ちその運用で経費をまかなっている研究所は貸借対照表が重要である類型である。そこでは収支の均衡に加えて、資産の減価を確認していかなければならないのである。

もちろん、現実の非営利組織は、ここで分けた2つの類型の両者を同時に保持している。

しかし、人的サービス提供がミッションの組織と資産の生み出すサービスがミッションの組織の2つの類型にわけて、それぞれの管理方法を考えることは有益である。繰り返しになるが、前者は財政状況が悪化しない限りは収支の管理、後者は資産の減価の管理が重要である。なお、資産の減価とは設備資産の減価の認識と金融資産の時価、リスクの確認の両者が含まれる。

このような分類と経営分析・管理方法は民間の非営利組織のみならず、一般的な非営利組織にも適応できると考えられる。

#### 【参考文献】

- ・川崎市資料「宮内2丁目地内保育所、特別養護老人ホームみんなと暮らす町」
- ・川崎市資料「平成22年度保育所運営費概算」
- ・政経研究時報No. 16-1、2012年7月
- ・北海道本部／置戸町職員組合・自治研部：第32回北海道自治研修会資料「置戸町特別養護老人ホームの経営分析」
- ・日本音楽家ユニオン「日本のオーケストラ2011賃金労働条件等実態一覧」各年
- ・野中郁江・山口不二夫・梅田守彦『私立大学の財政分析のできる本』大月書店、2001年
- ・山口不二夫『保育園の民間委託は効率的か 練馬区立保育園民間委託の財務とリスクの分析 鑑定意見書』『月間保育情報』2010年8月
- ・山口不二夫「わが国文化事業の財政基盤と管理技法の研究：オーケストラの経営分析」『明治大学社会科学研究所紀要』49巻2号、2011年3月
- ・山口不二夫「保育園と老人施設の必要性和建設・運営の経済効果について」2011年3月、川崎市議会議員団

# 財務的改正からみた公益法人改革の問題点

松田 真由美

(まつだ・まゆみ 政治経済研究所 主任研究員)

## はじめに

特例民法法人として認定されてきた約25,000の社団法人および財団法人（以下「旧法人」）は、公益法人改革により2013年11月までに公益法人（以下「新法人」）または一般法人へ移行しなくてはならず、それができない場合は解散となる。

一般法人となれば、組織運営などの自由度が旧法人より高まるものの、「公益目的支出計画」のもと、旧法人下で形成された公益財産相当額を公益活動のために支出しなくてはならず、税法上の優遇措置が縮小する。表1のように、一般法人は寄付控除の対象外となり、収益事業からのみなし寄付（収益事業の所得を公益事業に充てる）はなくなり、収益事業の所得すべてに法人税が課される。そのため多くの組織が公益法人としての再出発を希望するが、一般法人を選択する組織も少ない。

これは当初、政府、コンサルティング会社、監査法人等が一般法人への移行を推奨してきたこともあるが、新法人として求められる財務基準が障壁となっている。ではこれらの基準を満たした上で、公益法人に認定され、税法上の優遇措置が拡大すれば、安定的な経済基盤に立脚した公益サービスを継続的に提供

できるようになるのだろうか。

本稿では公益法人改革による主要な財務的変更点を見てゆく。

## 会計基準と提出書類

### (1) 新公益法人会計基準

新旧法人はともに公益法人会計基準が適用される。旧法人では、予算書および計算書類（貸借対照表、収支増減計算書ほか）を主務官庁へ提出していた。これは予算準拠主義のもと、予算への忠実性が求められ、決算書との比較により、著しく乖離した場合にはその説明が要求されてきた。ただ、計算書類そのものについては、利害関係者にとって十分な開示とはいえなかった。

しかし今回の公益法人改革に伴い、1985年以降手つかずの公益法人会計基準が抜本的に改正されることになる。2004年改正では寄付者等への受託責任を明確にするとともに、事業活動の透明性の向上および効率性を的確に評価・分析することを謳い、企業会計へ近づけられた。これにより、様式・用語の変更およびストックを中心とした収支の認識はフローへと転換を図り、作成書類は財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書、そして大規模法人の場合キャッシュフロー計算書ほか）となった。正味財産についても寄付者の意思を反映させて区分されるほか、会計処理も、減価償却、引当金の設定が必須となり、退職給付会計、金融商品会計などが導入されている。ただし、満期保有目的債券および子会社等を除く有価証券については、市場価格が存在すれば時価が適用され正味財産増減計算書でその評価損益を計上するなど、すべてにおいて企業会計と一致しているという訳ではない。

表1 税法上の取り扱い

公益法人	一般法人(非営利型の場合)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益目的事業は非課税</li> <li>・寄付控除対象（会費等も含まれる）</li> <li>・収益事業からのみなし寄付の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益目的事業は非課税</li> <li>・寄付控除対象外</li> <li>・収益事業からのみなし寄付なし</li> </ul>



なくなることが即座に認定取り消しにつながるわけではないとしながらも、既にこれを理由に認定が取り消された事例が明示するように組織の存続を決定づける命綱といえる。

### (1) 収支相償

まず収支相償とは、「その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない」と定められている。費用が収益を上回ることを求め、利益を出してはいけない、と理解してしまう。ただし、認定委員はそうでないことを強調している。

収支相償は2段階で判定され、まず公益目的事業の事業ごと、次に収益事業からの利益が繰り入れられた公益事業全体が対象となる。この後に「剰余が生じる場合（収入－費用欄がプラスの場合）」は、公益目的のための資産取得等に充てるか、翌年度の事業拡大により同額程度の損失を出すことを求め、その計画を記載しなくてはならない。これが認定委員の主張する必ずしも費用が収入を上回る必要はないという根拠であるが、収益事業や管理部門への配賦および損失はこれにあらず、剰余の用途を限定しているといえる。資産取得が必要ないのであれば、意図的な損失が求められることになり、事業の非効率化を招きかねない（場合によってはそれ以外の事例も認められてきている）。加えて剰余を公益目的の現金預金として、特定の計画を定めないうまま保有し続けることは認められず、仮に行うことができた場合でも他の財務基準を満たさない可能性がでてくる。

そこで、収支相償には基準を満たすための補助的手段がある。主要なものは「特定費用準備資金」および「特定資産取得資金」であり、前者は、将来の特別活動のため、後者は資産取得もしくは改良のために、明確な計画に基づき每期均等に積立を行うことを認め、相当額を資産として管理するものである。これは収支相償の算定上、目的の定まった支出として収入の控除対象（税法上は異なる）と

なり、剰余を減らす手段として活用されている。これにより、年度間の負担の平準化を図ることも可能である。ただし、組織の存続や、将来の減収を想定した積立は認められない。また、本来の目的以外であったり、計画の変更に伴いこれらを取り崩せば、収益として計上され、これも金額の過多によっては他の財務基準に影響を与える。

### (2) 公益目的事業比率

次に公益目的事業比率とは、「毎事業年度における公益目的事業比率が100分の50以上となるように公益目的事業を行わなければならない」と定めたものである。公益目的事業比率＝公益実施費用／（公益実施費用＋収益実施費用額＋管理運営費用額）で求められ、公益目的事業に係る費用が法人全体の50%以上を占めていれば適合とされる。

公益実施費用額が大きいことで基準を満たせることになるが、公益実施費用として問題となるのは、「公益性」と「共益性」である。公益性は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することであり、共益性は特定の者の利益に寄与することであり、両者は区別され、共益性を伴う支出については、公益実施費用から除外される。ただ私利を求めない公共性を伴う活動については、公益と同等とみなされることもある。しかし、会員向けサービスなどは不特定多数を目的としていないことから、共益的意味合いが強く、個々の事例により扱いは異なる。両者の境界を確定することは難しく、これも認定委員等の判断に依存せざるをえない状況である。中でも社団法人が会員向けサービスを提供するに留まる場合、公益法人に認定されることは難しい。

また、収益事業の規模が大きい法人や、法人規模が小さいほどこの比率の影響を受けやすい。旧法人は公益実施費用の中に管理部門も含まれていたことから、管理部門が公益実施費用に含まれていれば、比率を満たす組織もより多くなるであろう。

### (3) 遊休財産額の保有制限

3つ目の遊休財産の保有制限とは、「毎事業年度の末日における遊休財産額が、当該事業年度に行った公益目的事業と同一の内容及び規模の公益目的事業を翌事業年度においても引き続き行うために必要な額として、当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額を基礎として算定した額を超えてはならない」と定められたものである。これは使途が明確に指定されていない資産額の保有を制限したもので、総資産から「控除対象財産（公益事業目的およびそれを支える収益事業、管理部門の資産）」および対応する負債を控除する。その結果、遊休財産となりうるのは、主に流動資産である（寄付者が意図した目的以外に使用する財産も遊休財産としてみなされるが、ここではそれを含まない）。これが1年間の公益目的実施費用額を超えて保有してはならないとしたもので、短期的運転資金しか法人内に残せないように制限を加えている。つまり経常的かつ永続的に収入がある組織は問題ないが、経済環境や震災のような不測の事態が減収につながるような組織には厳しい基準であるともいえる。

### (4) 財務基準を満たすために

新法人への移行に向けて作成される移行申請書類は、公益性を中軸に組織運営の設計を決定した後、その活動を反映した見込財務諸表を作成することが本意であろう。しかし、多くの組織が認定後を見据えて継続的に財務基準を満たせるかどうかを勘案しながら見込財務諸表を作成し、それに合致する組織設計を行うなど財務基準が与える影響は大きい。

また、このような財務基準を満たすために意図的に非効率的な事業を構築したり、旧法人下で提供されてきたサービスを縮小するような方策がコンサルティング会社等により指南されるなど、公益法人として存続し続けるために財務基準を満たすことが一義的となっていることは否めない。

### 管理部門の独立

旧法人では、財産を運用しその果実を組織運営のための財源とする組織が多い。その核となるべき財産が「寄付行為」によって定められた「基本財産」であり、処分ができないよう厳しく制限されていた。それに対し新法人では、基本財産はそれまでの効力を持たないとしながらも、引き続き「定款」で基本財産として維持することも可能である。

新法人は認定時に「公益目的保有財産」と呼ばれる公益活動に供する財産を指定しなくてはならず、引き続き基本財産を維持した場合はこれに含まれることになる。公益法人としては、収益目的以外の保有財産のすべてを公益目的保有財産として指定することが理想であろう。ただ、新法人の継続が困難になった場合、一般法人への移行も可能としており、その場合には他団体へ公益保有目的財産の寄付を義務付けている。そのため、残余財産のない場合には一般法人への道が閉ざされることから、慎重なる財産区分も求められる。

また旧法人下では、公益事業には管理部門が含まれていたが、上述のように会計区分が求められた2008年の改正によって、管理部門は独立し、もはや公益事業を構成するものではない。収益事業を実施していない場合、そして公益目的保有財産からの果実は公益事業にしか充てることができないことが定められている以上、すべての財産を公益目的として指定することは、事実上管理運営を不可能とする。そこで、管理部門が単に使用するのみならず、部門に見合う収益を生み出す財産を分割することが必須となり、経済環境の変化を考慮に入れながら、どの程度の財産を管理部門に供するべきなのか、組織としての決断が必要である。

寄付金・会費収入等についても同様で、公益事業以外に充てる旨を明記して募集しない限りは、「使途が特定されていない」寄付とみなされ、管理部門に充てることはできない。

ただ、寄付者は旧法人下では公益とみなされ、特に明記する必要がなかった管理運用等への用途を改めて明記することにより、寄附に抵抗を覚える人も少なからずいる。

## 収益事業からの利益

収益事業を行われる場合、あくまで公益事業を支える付随的活動として位置付けられる。旧法人では、公益事業にも収益的活動が含まれており、課税対象であった。つまり、公益事業の中で私利を求める活動については収益事業とみなされていた。しかし、新法人では、公益目的事業は課税対象外となり（共益事業については判断が異なるため、ここでは除く）、収益事業のみなし寄付も旧法人下よりも拡大するため、結果的に課税範囲が縮小する。

代わりとして新法人では、収益事業に利益が生じた場合には、組織の決定に基づき50から100%の範囲で公益事業へ利益を配分することで事業を支える。組み込まれない額については、管理部門へ充てることも可能となる。

ただ、収益事業で利益が過分に出ることが想定される場合、単純に利益を繰り入れればいいという訳ではない。収益事業として多くの費用を計上すれば公益目的事業比率に影響を及ぼし、それを他事業へ配分すれば、収支相償および遊休財産の保有制限を満たせない可能性が生じるなど、収益事業はあくまでも付随的にしか扱えず、公益事業の規模と比較して、大き過ぎても公益法人とは認められない。

また深刻な問題となるのは、収益事業が赤字となった場合であろう。公益事業からの財産では補てんできず、収益事業自身による改善が急務とされる。ただ近年の経済状況の悪化、また収益事業の特性などによっては、必ずしも収益事業の機能である公益事業の支柱であり続けるとは限らない。

しかし、公益法人における収益事業とは恒常的に利益を出すことが前提となっている。

## 公益法人としての継続性

公益法人改革に伴い、新法人になる組織については、税法の優遇措置が拡大されるが、公益性を明確にするために財務三基準が設けられた。

旧法人は、天下り、不透明な報酬体系、補助金の留保などさまざまな批判を受けてきたが、これは一部組織によるものであろう。では、この財務要件がこのような問題の抑止力になっているのか、といえは一部是正されるぐらいであろう。結果的には財務基準を満たすための手法を駆使しながらも、公益法人であり続ける組織は多い。例えば十分な補助金を得ている組織は、遊休財産の保有制限を満たすためにはそれを費消するという非効率な組織運営をする可能性もあるだろう。これは、資金的に余裕がある場合にも同様である。また管理部門に含められる理事報酬等も不当に高額とならないように開示が求められているが、必ずしも理事報酬として配分されるとは限らない。結果的に、公益法人会計基準に基づく情報ですら、このような基準に縛られて本来の意義が示せないという弊害が生じる。

一方、公益法人として継続できない法人も今後出てくることは既に想定されている。この財務要件は、経常的かつ永続的に公益事業へ収入がある組織にとって最適であり、資金的な余裕がない組織については、内部に運転資金を蓄積することができず、経済環境の悪化、収益事業の赤字化など何かしらの要因によって資金難に陥ることもありうる。

結果的に、公益法人改革は財務的要件によって、公益法人としての意義を形骸化させているといえる。公益法人とは組織およびその提供するサービスに公益性を備えているということが認められたといえ、組織の多様性を見極めながら、財務基準による機械的な判定を中心としたものではなく、強制力のない一指標としながら公益事業が十分に遂行できるような柔軟性を尊重したルールが求められる。

## 政治経済研究所特別展示記念講演会 「私と政経研、そして学問」（講師：北田芳治氏）を聴いて

畠田 修

(しまだ・おさむ 早稲田大学大学院)

2012年6月30日、東京大空襲・戦災資料センターにおいて、記念講演会「私と政経研、そして学問」が開催された。この講演会は、同所で同時期に開催された特別展示「政治経済研究所設立の真実—学術的発見“まぼろし”の国会図書館構想に迫る!!—」との関連で催されたものであり、講演会の講師は、東京経済大学名誉教授で政治経済研究所（以下「政経研」と略記する）の元理事長である北田芳治氏がつとめられた。

講演に先立ち、政経研の代表理事・理事長の山口孝氏から挨拶があり、今日に至る政経研の運営の過程が振り返られた。その後、北田氏の講演となった。

北田氏は講演の冒頭で、「当時の政経研を通して、当時の世の中を聞いていただく」と述べ、当日の講演の目的を、当時の政経研そのものを振り返ることから当時の研究環境等をはじめとする時代相を映し出そうとするものであるとした。他方、氏曰く「出たとこ勝負」であるという当日の講演スタイルは、時おり参加者との応答も織り交ぜながら、会場の雰囲気をややかなものにしていった。また当日は、様々な年齢層の参加があった（20代の若者も多かった）こともあり、当時の状況・用語などを一つひとつ説明しながら話をしていく氏の姿が印象的であった。

なお、北田氏が政経研に入ったのは1952年ということであるが、そのことを考えれば、当日北田氏が話した同時代における政経研の風景及び時代状況は、時期的には特別展示で紡がれた政経研の歴史のちょうど後という位置づけになる。つまり、特別展示の観覧とあわせて北田氏の話をお聴きすることによって、戦後

草創期の政経研からその後の1970～80年代頃までの同所の動向を見通すことも可能となると言えよう。今回の北田氏の講演は、そのような位置づけとしても重要な性格を有していた。

では、講演の内容を振り返ることで、北田氏の政経研における足跡を辿ってみたい。1950年代初頭、当時一般企業に勤めていた北田氏は、友人のすすめもあり、会社を辞め政経研に入所することになる。入所後は、当時研究所の主要な収入源であった委託調査事業に明け暮れたという。そこで氏は、様々なジャンルの調査を経験する。ほんの一例として、岡山における経済構造調査、九州及び山口での開発調査、ダムなどの水力開発に関する調査、港湾（物資流動・荷役業者など）に関する調査、演習場付近における弾道下の村の調査、中小企業調査（八王子織物等）、温泉調査などが挙げられる。いうまでもなく、各調査ともに戦後の開発と共に浮かび上がってきた問題であることが見て取れる案件であろう。また当時は、調査に携わる人員が少なく、ごく僅かな人数で稼がなければならない状況であったという。しかし、氏自身は、どのような調査に対しても「喜んで、愉快地」取り組んだと振り返る。

このようにして、様々なジャンル・地域における調査が北田氏のなかで積み重ねられていく。これらの調査について重要な点は、調査の結果そのものについてはいうまでもなく、それと共に、現地における調査をきっかけとして、それが研究に結びついていったということであろう。例えば、現地調査の経験から得た知見によって書かれた「寄生地主制の実

質的消滅と農村市場」(『経済評論』1956年1月号)は、当時支配的だった農村観(=地主制復活論)に再考を迫るという点で研究史的に非常に重要な位置を占めるものとなる。この論考について氏は、「ある調査で農村を歩いていた時に感じたことを正直に書いた」と述べている。このようなかたちで、現地を見ることから日本の社会を考え、それを研究へと昇華させることは、政経研に身を置く氏独自のスタンスといえよう。氏はまた、「委託調査での経験が肥やしになった」とも振り返るが、様々な調査を起点にして氏の専門性が培われていったことは、後に氏が書いた論考をみることで確認ができる。

その他、政経研編として1950年代に東洋経済新報社から「産業シリーズ」(『日本の繊維産業』、『日本の鉄鋼産業』など)が上梓され、また研究所の雑誌としては『政経月誌』(後の『政経研究』)が出版されるが、北田氏はこれらの編集執筆等に関わっている。ただし、その当時の政経研の慣わしか、各論文共に基本的に無署名というかたちを取っており、現在の“業績主義”の世の中とは時代の違いを感じさせられる。また氏は、『日本経済四季報』(1952~58年、全24集、大月書店)の出版にも参加し、その編集執筆段階で多くの人脈を得たと振り返る。このような過程で、政経研が「談論風発の集会所」と化したという。この状況を振り返り、「今でもこういうのがあったらいい」と氏は述べるが、このような様々な研究者の坩堝のような時期が政経研にあったということは、研究所史のなかにおいて重要なことであろう。

その後、北田氏は、1958年に東京経済大学の専任教員となるが、政経研の研究所員も同時に続けるという選択をする。また、1970年代には新たに研究会を立ち上げるなど、政経研を起点とした研究は、生活の中心を大学に移してからも継続していった。講演会での話は一先ずここで締めくくられた。

以上、北田氏が講演で話した内容をもとに、氏の政経研における足跡を辿ってみた。それ

を踏まえて感じたことを最後に述べ、参加記のまとめとしたい。

まずは、政経研という「場」の機能についてである。北田氏は当時の委託調査事業を「肥やし」として捉え、それが研究に昇華していったことは先述した通りである。このことは、質疑応答の際フロアからの意見でも振り返られたことだが、政経研での多様な研究の経験をきっかけにして、そこから研究者としての一步を踏み出して行くという状況が当時の政経研にはあったということであろう。つまり、政経研をプラットフォームとして、そこから大学などへと研究の場を移していく状況が当時はあったということ、そのような「場」を政経研は作り出していたということが、今回の北田氏の講演であらためて確認できたのではないかと。

また、上記のこととも関係するが、様々な調査・研究に従事することから自身の専門を見つける(深める)ことの重要性も挙げられよう。とくに、現地に入って調査をすることから湧き上がる問題意識に支えられた研究は、現実味を持つ重要な研究になったと思われる。このような研究が、北田氏はじめ政経研に集った研究者によってなされていたことは、政経研の歴史を振り返る上でも重要なことであると考える。

政経研は2011年で設立65周年を迎えた。無論、その過程で、「場」としての政経研は一樣ではなかったであろう。その意味において今回の北田氏の講演は、氏が触れた時代をどのように位置づけるか、またそこから今後の政経研のあり方についてどのように考えて行けば良いのか、ということをも問われる内容であったと思われる。その点で本講演会は、政経研の過去を知り、そして未来への方向性を探るという意味で、非常に意義のあるものであったと思う。



## 研究所の動向（2012年7～9月）

### 理事会・評議員会

9月11日 第4回理事会：【議題】研究員・研究室制度について／公益目的事業のあり方について／収益事業について／財政検討会議の設置について

### 委員会等

7月10日 『政経研究』編集委員会  
7月23日 研究委員会：【議題】特別プロジェクトについて／研究費の割当について／研究員制度について  
7月25日 大島社会・文化研究室 定例研究会  
7月31日 東京大空襲・戦災資料センター第4回運営委員会  
9月24日 東京大空襲・戦災資料センター第5回運営委員会  
9月25日 『政経研究』編集委員会  
9月27日 第1回財政検討会議

### 政治経済研究所 公開研究会

7月26日 高田太久吉（中央大学名誉教授）「岐路に立つ欧州統合——社会的市場経済 vs 新自由主義、あるいは第3の道？」

### 研究会・研究室

7月12日 霊名簿・被災地図研究会  
7月14日 特別プロジェクト研究「東京湾臨海部地域における液状化災害とその社会的対応に関する研究」：浦安調査  
7月18・21日 戦争末期国策報道写真研究会：早稲田大学図書館調査  
7月23日 ドイツ空襲展制作会議（和・ピースリングと共同）  
7月25日 大島社会・文化研究室 定例研究会：北村治「オバマ大統領と正義の戦争

——アメリカ社会における戦争の文化」

7月27日 東京大空襲証言映像プロジェクト研究会：川澄正幸「東京空襲の授業実践について」  
7月30日 戦争末期国策報道写真研究会：井上祐子「大陸打通作戦と別所弥八郎」／山辺昌彦「東方社と日本写真公社の空襲関連写真リストについて」  
8月2日 特別プロジェクト研究「東京湾臨海部地域における液状化災害による多面的・複合的被害と対応にみる地域的差異の実態とその生成構造に関する研究」  
8月8日 霊名簿・被災地図研究会  
8月13日 ドイツ空襲展準備研究会（和・ピースリングと共同）  
8月22日 特別プロジェクト研究「東京湾臨海部地域における液状化災害による多面的・複合的被害と対応にみる地域的差異の実態とその生成構造に関する研究」：浦安視察  
8月26日 東京大空襲証言映像プロジェクト研究会  
9月5日 霊名簿・被災地図研究会  
9月7日 特別プロジェクト研究「東京湾臨海部地域における液状化災害による多面的・複合的被害と対応にみる地域的差異の実態とその生成構造に関する研究」  
9月10日 ドイツ空襲展準備研究会（和・ピースリングと共同）  
9月19日 大島社会・文化研究室 定例研究会：小島令子「諸民族の音楽と音楽産業からの侵蝕」  
9月23日 戦争末期国策報道写真研究会：井上祐子「別所弥八郎撮影大陸打通作戦従軍写真の特徴と意義」

## 博物館等戦争展示調査

- 7月1日 広島平和記念資料館企画展「広島、1945—写真が伝える原爆被害—」
- 7月1日 国立広島原爆死没者追悼平和祈念館 企画展「しまつてはいけない記憶—家族への思い—」
- 7月1日 兵士・庶民の戦争資料館
- 7月2日 宮崎県総合博物館
- 7月2日 宮崎県平和祈念資料展示室
- 7月3日 福岡市博物館部門別1 歴史展示室 戦争とわたしたちの暮らし21
- 7月13日 藤枝市郷土博物館企画展「戦時中の暮らしと遊び」
- 7月13日 富士市立博物館分館富士市歴史民俗資料館戦争と暮らし—平和資料コーナー—
- 7月13日 静岡平和資料センター企画展「空からの戦争」
- 7月15日 パルテノン多摩歴史ミュージアム 企画展「多摩に疎開してきた子どもたち」
- 7月15日 立川市歴史民俗資料館企画展「多摩地区と我が家の戦争・戦後の記録」
- 7月15日 八王子市郷土資料館コーナー展「戦争と人々の生活」
- 7月15日 福生市郷土資料室企画展示「平和のための戦争資料展」
- 7月18日 高麗博物館「特別企画展『韓国併合』100年と在日韓国・朝鮮人（後編）—在日と戦後社会」
- 7月18日 世田谷美術館「村山知義の宇宙すべての僕が沸騰する」
- 7月20日 千代田区立日比谷図書文化館文化財企画展「東京—その復興の歴史」
- 7月20日 「緑と水」の市民カレッジ みどりのiプラザ 企画展「東京の緑をつくった偉人たち—明治草創期から昭和東京緑地計画まで」
- 7月21日 埼玉県平和資料館テーマ展「昭和20年の夏休み—ある少女の見た戦争」
- 7月28日 昭和館 特別企画展「帰還への想い—銃後の願いと千人針」
- 7月28日 しょうけい館 夏の企画展「軍医が語る戦時救護」
- 7月28日 豊島区立郷土資料館夏の収蔵資料展・学童疎開展ほか&第7回新池袋モンパルナス西口まちかど回遊美術館協力展示・藤本東一良展
- 8月1日 神代植物公園 「災いを乗り越えた植物たち」
- 8月1日 中野区立歴史民俗資料館 企画展「中島菊夫と中野の子どもたち」
- 8月4日 浅井歴史民俗資料館 企画展「第10回 終戦記念展」
- 8月4日 栗東歴史民俗博物館 特集展示「平和のいしずえ2012—描かれた戦争—」
- 8月5日 徳島県立博物館 部門展示「兵士たちの戦争」
- 8月6日 箕面市立郷土資料館 企画展示「戦時生活資料展」
- 8月6日 南丹市立文化博物館と南丹市立日吉町郷土資料館 夏期企画展「戦争と南丹市」
- 8月7日 大山崎町歴史資料館 「第14回平和のいしずえ展」
- 8月7日 和歌山城天守閣 企画展「空襲前後の和歌山城」
- 8月7日 和歌山市立博物館 コーナー展示「戦時下の和歌山」
- 8月15日 ユニモト 中野 ZERO 「戦後70年の時を経て発見された戦時機密資料（兵事資料）」
- 8月17日 蕨市歴史民俗資料館 第23回平和祈念展「忘れ得ぬあの時—戦中戦後の暮らし」
- 8月28日 長野県立歴史館 夏季展「阿智村ポスターが語る戦争と宣伝」
- 8月28日 松本市立博物館「戦争と平和—松本にきた特攻隊」
- 8月28日 旧開智学校「戦時下の子どもたち—開智国民学校の資料を中心に」
- 9月1日 川崎市市民ミュージアム「濱谷

浩写真展」マンスリー展示「隣組の歴史」

- 9月1日 横浜市史資料室 展示会「占領軍のいた街—戦後横浜の出發」
- 9月1日 日本郵船歴史博物館 企画展「日米交換船とその時代」
- 9月4日 仙台市歴史民俗資料館 企画展「戦争と庶民の暮らし」
- 9月6日 長岡戦災資料館 常設展
- 9月7日 下町風俗資料館2012年度特別展「関東大震災と復興の時代」
- 9月8日 女たちの戦争と平和資料館 第10回特別展「軍隊は女性を守らない—沖縄の日本軍慰安所と米軍の性暴力—」
- 9月12日 復興記念館 写真展「関東大震災と東京の復興」
- 9月13日 高麗博物館 「植民地支配を考える—巨大な監獄、植民地に生きる」
- 9月14日 東京都美術館 企画展「東京都美術館ものがたり」展
- 9月20日 江戸東京博物館 常設展

### 政治経済研究所企画

- 6月27日～7月22日 公益法人移行認定・政経研設立65周年記念 特別展示 政治経済研究所設立の真実—学術的発見“まぼろし”の国会図書館構想に迫る?—

### 東京大空襲・戦災資料センター企画

- 8月15～19日 2012年夏の親子企画(江東区教育委員会後援)

### 教育事業

- 7月5日 竹園東中学校の職場訪問受け入れ
- 8月9日～21日 東洋大学学芸員実務実習受け入れ
- 8月10日～21日 埼玉大学インターンシップ受け入れ
- 9月26日 ボランティア・ガイドの研修

### 学会報告・社会的活動

- 7月24日 講演 渡辺新「ふさの国講座『房総の歴史』 農村の歴史と千葉県の酪農」: 千葉県生涯大学校外房学園
- 9月14日 小野塚春吉「不確かなものへの対応—放射線の確率の影響における線量限度の設定根拠と化学物質におけるVSD 実質安全量についての考察—」: 日本科学者会議第19回総合学術研究集会

### 刊行物 (前号までの補足分)

- 3月 北村浩「原発災害についての損害賠償」(『日本の科学者』Vol. 47(3))
- 3月 小谷崇「『第3次産業のすべての労働は価値を生む』とみることが合理的である」(『佐賀大学経済学論集』Vol. 44(5))
- 3月 齋藤壽彦「地域密着型金融推進政策」(『千葉商大論叢』Vol. 49(2))
- 3月 青木哲夫「学童疎開 決定から出発まで」(『豊島区立郷土資料館研究紀要 生活と文化』(21))
- 6月 日本科学者会議・日本環境学会『何故、いま「魚の汚染」か』(小野塚春吉・八田純人執筆、本の泉社)
- 6月 Tadahito Yamamoto, 2012, "Critical Time of Professional Knowledge", *Disaster, Infrastructure and Society: Learning from the 2011 Earthquake in Japan*, 2: 4.
- 6月 Tadahito Yamamoto, 2012, "Tsunami Disaster and Assistance: Interviews with Key Persons in Ofunato and Tono Cities", *Disaster, Infrastructure and Society: Learning from the 2011 Earthquake in Japan*, 2: 46-50.

### 刊行物

- 7月 『政経研究時報』(16-1)
- 7月 『東京大空襲・戦災資料センターニュース』(21)

- 7月 山辺昌彦「日中戦争と戦没学生一わだつみのこえ記念館特別企画展準備の研究から見えてきたもの」(『わだつみのこえ』(136))
- 7月 歌川学「省エネで乗り切る夏 原発停止可の電力需給」(『経済』(202))
- 8月 河野先「戦後補償 正すべき」(『東京新聞』8月11日)
- 8月 NHK スペシャル取材班・山辺昌彦『東京大空襲 未公開写真は語る』(新潮社)
- 8月 NHK スペシャル取材班『ドキュメント東京大空襲 発掘された583枚の未公開写真を追う』(山辺昌彦原稿校閲、新潮社)
- 8月 山辺昌彦「東京大空襲・戦災資料センター この一年の事業報告」(『空襲通信』(14))
- 9月 山本唯人「学知の生まれる場所—東京大空襲・戦災資料センターの試みから」『日本オーラル・ヒストリー研究』(8)

- 9月 新生匠瑳戦略会議『中間報告 第I部 地域づくりの仕組みと考え方』(渡辺新執筆、千葉県匠瑳市)
- 10月 小野塚春吉「『六ヶ所再処理工場』の本格稼働で懸念される海藻の汚染—半減期1570万年のヨウ素129の海藻への濃縮—」(『消費者法ニュース』93号)

### 研究所関連の報道・紹介

- 7月14日 『東京新聞』(東京どんぶらこ欄):「早乙女勝元 大空襲惨禍伝える鉄骨」
- 8月14日 『朝日新聞』(都内版):「学童疎開・大空襲 体験談や紙芝居で あすから戦災資料センター」
- 8月15日 『朝日新聞』(東京川の手版):「ブラジルの高校生、核廃絶願い欧州へ『平和大使』参加の2人江東で大空襲体験聞く」
- 8月15日 NHK 首都圏のニュース:「東京大空襲 紙芝居で伝える」

2012年度(2012年8月1日～2013年7月31日)の研究費配賦は次のように決定しました。

研究種別	研究(代表)者	研究テーマ
特別プロジェクト	岩見良太郎	東京湾臨海地域における液状化災害による多面的・複合的被害と対応にみる地域的に差異の実態とその生成構造に関する研究
プロジェクト研究	北村 実 浦田 賢治 野口 邦和 小谷 崇 山口不二夫	異文化との対話と共生 原子力に依存しない社会の構築をめぐる諸課題に関する研究—おもに憲法および国際法の視点からの考察 環境・廃棄物・エネルギー問題の研究 IT革命・金融化・グローバル化と現代資本主義の変化 地域活性化のための非営利組織の運営方法に関する研究
個人研究	土岐 島雄 土岐 島雄 渡辺 新	旧東亜研究所の調査報告書を含む全出版物の調査・整備 国立公文書館「旧(財)写真協会撮影・戦中写真(原版30万枚)」、国立公文書館「旧日本交通公社寄贈ネガフィルム(9万枚)」からの戦災・空襲関係者の写真調査・取得 昭和初期における農本主義運動の結集と分裂に関する研究
特定研究	鬼嶋 淳	大島慶一郎関係資料の調査・整理・目録作成